

(別紙 2)

環境社会配慮・CSR 活動に係る実践事例

持続可能な社会づくりに向けて世界で取り組まれている実践事例(グッドプラクティス)とりわけ民間企業や非営利組織による自主的な取り組みは、近年急速な増加を見せている。ここで紹介するのはその代表的事例の一部である。

1. 電子機器業界行動規範(Electronic Industry Code of Conduct)の制定

電子機器業界行動規範は、当初世界的なコンピューター・メーカーである IBM、Dell、HP(いずれもアメリカ)、そして EMS(Electronic Manufacturing Services)大手の Celestica(カナダ)、Flextronics(シンガポール)、Sanmina(アメリカ)等によって、2004 年に作成されました。現在では日本のソニーや中国の lenovo もこの行動規範を採用しています。電子機器産業は、世界各地に部品、部材の調達先があるため、世界中の政府や顧客によって示される多種多様な社会的責任と環境基準を満たすことを求められています。このような責任や基準における不一致は基準の遵守および遵守状況の検査を複雑なものとし、この行動規範は業界としてその社会的責任を統一のものとする事で、世界的な電子機器のサプライチェーンの効率性を共に分かち合おうとするものです。本規範は電子機器産業サプライチェーンの労働環境が安全で、従業員が尊敬と尊厳を以って扱われ、製造過程で環境配慮が適切に実施されることが保証されるよう、その基準の大枠を定めたものです。本規範はまた、社会的責任、環境的責任を先進的なものとするため、法令遵守を超えて、国際的に認められた基準に依拠することを奨励しています。

(<http://www.eicc.info/index.html>)

2. グリーン調達調査の国際標準 (JIG)および製品含有化学物質管理ガイドラインの発行

日本の主要な電機・電子機器メーカーおよび部品・材料メーカーが参加しているグリーン調達調査共通化協議会(Japan Green Procurement Survey Standardization Initiative: JGPSSI)では、企業間における部品や材料に含まれる化学物質の調査作業の効率化を目的として、「調査対象化学物質の種類」と「調査回答フォーマット」の共通化に、2001 年 1 月の発足以来、取り組んできました。そして、米国電子工業会(Electronic Industries Alliance: EIA)および欧州情報通信技術製造者協会(European Information and Communication Technology Industry Association: EICTA)と連携し、2005 年 5 月製品材料・部品の化学物質含有量の報告(データ開示)に関する初の国際標準を発行しました。標準の名称は Joint Industry Guide for Material Composition Declaration for Electronic Products (JIG)です。このような標準化の動きは、特定の化学物質の使用を制限しようとする国際的な環境規制の動き、例えば「特定有害物質

の使用制限に関する EU 指令(RoHS 指令)(2006 年 7 月発効)」、を背景としたものです。JIG に基づいたグリーン調達調査は、日本では 2006 年 2 月から JGPSSI によってその運用が開始されています。JGPSSI はさらに、2005 年 9 月グリーン調達の調査、回答内容の信頼性を高めるため、企業の製品含有化学物質管理の指針として、「製品含有化学物質管理ガイドライン」を発行しました。

(<http://www.jgpssi.jp/>)

3. 化学産業界が取り組むレスポンシブル・ケア

レスポンシブル・ケアは「製品すべてのライフサイクルにおいて、健康、安全、環境に配慮することを経営方針のもとで公約し、自主的に環境安全対策の実行、改善をはかっていく」という化学産業の自主管理活動です。1985 年にカナダで始まったこの活動の社会的背景としては、市場に提供される化学物質や製品の量、用途が拡大したこと、環境安全に関する社会の人々の関心が多様化したこと、生産者、取り扱い者、利用者の範囲が拡大したこと、等の諸点が指摘されています。アジェンダ 21 でも奨励されたこの活動は、2005 年 4 月現在、世界 52 カ国の化学産業界で展開されています。日本では 1995 年設立の日本レスポンシブル・ケア協議会(Japan Responsible Care Council)を中心とする普及活動によって、2006 年 4 月現在、加盟企業 103 社へと広がりを見せています。レスポンシブル・ケア活動の基本は次の 6 本柱だとされています。

- ・ 環境保全
- ・ 保安防災
- ・ 労働安全衛生
- ・ 化学品・製品安全
- ・ 物流安全
- ・ コミュニケーション(成果の公表・社会との対話)

(http://www.nikkakyo.org/upload_files/rc/responsiblecare.html)

4. 木材・木材製品の合法性、持続可能性の証明のための認証制度とその普及

国連食糧農業機関(FAO)の報告によれば、2000 年から 2005 年にかけての世界の天然林の消失面積は年間 1,300 万ヘクタール(日本国土の約 3 分の 1)という急激なものです。世界の森林問題を解決するためには、保護区作りのみならず、森林の質を維持・向上させながらの資源供給のための適切な森林管理の実現が求められています。そして、独立した第 3 者機関が、森林管理をある基準に照らし、それを満たしているかどうかを評価・認証していく制度を森林認証制度と言っています。1993 年 10 月に 25 カ国 130 人の代表者によって非営利の国際会員制組織として設立された FSC(Forest Stewardship Council、森林管理協議会)は、森林管理に関連した基準を作成し、林産物のラベリング制度を開発した、先駆的団体です。FSC 認証には大きく 2

つの形態があります。森林管理の認証(Forest Management(FM)認証)は、管理されている森林、林地に適用されます。そして、生産・加工・流通過程の管理の認証(Chain of Custody(CoC)認証)は、認証された林産物を通じその林産物の加工過程の経路が追跡できること、完成した林産物が FM 認証森林、その他 FSC の定める基準を満たしたのから来たものであることを保証しています。「FSC の原則と規準(国際基準)」は 10 の原則から成っています(法律と FSC の原則の遵守、 保有権、使用権および責務、 先住民の権利、 地域社会との関係と労働者の権利、 森林のもたらす便益、 環境への影響、 管理計画、 モニタリングと評価、 保護価値の高い森林の保存、 植林)。FSC は認証機関を認定し、この認証機関が森林管理あるいは製品の認証を行ないます。このような FSC の枠組みに基づいた FM 認証は、2007 年 9 月時点で、世界 76 カ国、887 カ所、認証面積 90,870,769ha、日本に限れば 23 カ所、認証面積 276,492ha です。CoC 認証は、全世界で 6,980 件、そのうち日本が 503 件です。日本はイギリス、アメリカに次いで 3 番目の実績を上げています。アジアでは中国(352 件)、ベトナム(139 件)が続いています。個別の日本企業では、例えばエプソングループが 2007 年 6 月カラリオプリンタ用純正用紙について CoC 認証を取得しています。2006 年 2 月には、林野庁が「木材・木材製品の合法性、持続可能性の証明のためのガイドライン」を公表しています。

<http://www.forsta.or.jp/index.htm>

<http://www.rinya.maff.go.jp/policy2/ihou/gaidoraintop.htm>

http://www.epson.jp/osirase/2007/070605_2.htm

5. 適正農業規範 (Good Agricultural Practice: GAP(ジー・エー・ピー))の策定と普及
ヨーロッパを中心に普及が進んでいる Good Agricultural Practice(GAP)とは、農産物の生産段階において、病原微生物や汚染物質、異物混入等のリスクを最小限に抑え、食品の安全性を確保することを目的として、農業生産の作業工程ごとに想定されるリスク要因とその対応策を示す手引きであり、この手引きを実践する取り組みのことです。日本の農林水産省はこれを農業生産工程管理手法と捉え、「21 世紀新農政 2007」に基づきその普及を進めています。GAP の英語の言葉の意味をそのまま取れば「良い農業のやり方」あるいは「良い農業の実践」ですが、日本では通常「適正農業規範」と呼んでいます。ヨーロッパにおいては、ヨーロッパ小売業農産物特別調査委員会(the Euro-Retailers Produce Working Group: EUREP)に属する小売業者の発案で、1997 年に EUREPGAP がスタートしています。英国の小売業者が大陸ヨーロッパのスーパーマーケットと共にこの活動の推進力となりました。この動きは生産物の安全性、環境上の、そして労働面での基準や規範への消費者の関心の高まりに反応したもので、しばしば相互に非常に異なっている基準や規範を統一することを決めています。共通の認証基準の開発は農業生産者の関心事でもありました。農業生産者は毎年異なった基準を押し付けてくる多種多様な監査に耐えねばならなかったからです。

このような事情を踏まえ、EUREP は適正農業規範(G.A.P.)の開発のために基準と手続きを統一化する作業を開始しました。この作業は、統合作物管理(Integrated Crop Management)の重要性強調し、働く者の福利厚生に対する責任ある取り組みを含むものです。その後の 10 年で世界中の農業生産者や小売業者が参加することで EUREPGAP は世界的な重要性を獲得するに至りました。そして、2007 年 9 月 EUREPGAP はその名称を GLOBALGAP に変更しました。また、2007 年 8 月 10 日には、NPO 法人日本 GAP 協会が開発した JGAP が EUREGAP との同等性認証を獲得しています。EUREGAP(あるいは GLOBALGAP)との同等性認証を獲得した適性農業規範としては、他に ChileGAP、ChinaGAP、KenyaGAP、ThaiGAP があります。日本の個別企業では、イオン(AEON)が熱心に取り組んでおり、GLOBALGAP の部門別委員会(Sector Committees)にも代表を出しています。

(<http://www.globalgap.org>)

(<http://jgai.jp>)

(http://www.maff.go.jp/syohi_anken/gap/index.htm)

6. 海洋管理協議会(Marine Stewardship Council: MSC)の漁業認証

世界的に水産物の消費は伸び続けています。欧米では健康志向の高まり、BSE、鳥インフルエンザによる食肉不安を背景に、水産物への需要のシフトが生じています。中国では経済発展に伴い沿海部富裕層を中心に水産物への需要が急増し、流通網の整備が進んだことで、内陸部でも消費が増加しています。世界的に水産物需要が増大する一方で、海洋水産資源はその多くについて限界に近付いていると指摘されています。国連食糧農業機関(FAO)の報告によれば、水産資源の半分で資源量の上限での利用であり、4 分の 1 が過剰利用で枯渇の恐れがあります。このように水産資源の減少と枯渇が問題となる中、水産資源の将来にわたる持続可能な利用に向け 1997 年イギリスで設立されたのが海洋管理協議会(MSC)です。MSC は、FAO の「責任ある漁業のための行為規範」に基づいて、「MSC 持続可能な漁業のための原則と規準」を定めました。MSC の原則は次の 3 点です。 過剰な漁獲を行わず、資源を枯渇させない。資源が枯渇している場合は、回復できる場合のみ漁業を行なう。 漁場となる海の生態系やその多様性、生産力を維持できる形で漁業を行なう。 国際的な、あるいは国内、地域的なルールに則した漁業を行い、持続可能な資源利用ができる制度や社会的な体制をつくる。この「MSC 持続可能な漁業のための原則と規準」に基づいて、漁業者そして流通・加工業者を MSC が認定した第 3 者の認証機関が審査・認証し(漁業者に対しては漁業認証、流通・加工業者の場合は CoC 認証)、その水産物には MSC の認証マーク(海のエコラベル)が与えられます。2006 年末現在で、世界の 21 の漁業が MSC 認証を受けており、450 以上の水産物が海のエコラベルを付けて販売されています。日本では現在、京都の底曳網漁業(ズワイガニ、アカカレイ)の審査が進められています。また、イオンや西友の店舗で海のエコラベル製品が

購入可能です。

(<http://www.msc.org/>)

(<http://www.aeon.jp/kodawari/osakana/index.html>)

7. 発展途上国における環境管理体制の整備への支援

日本政府は特にアジア諸国の環境管理体制の整備に様々な支援を行ってきました。これらの支援には、エンド・オブ・パイプ的な排出源対策への技術協力ばかりではなく、クリーナー・プロダクションの推進あるいはクリーナー・テクノロジーの普及、省エネルギーやリサイクルの促進、さらには公害防止管理者制度のような環境配慮型の管理手法・制度の移転も含まれます。近年では、レスポンシブル・ケア普及のための体制整備やグリーン調達管理推進への協力も実施しています。ここではインドネシアゴム協会が進めている環境管理体制の構築に対して行っている支援について紹介します。インドネシアのゴム産業は主にスマトラ、カリマンタンに分布していますが、その有機性の工場排水が問題になっています。同産業における排水基準は 95 年に改正され厳しい基準値が設定され、これをクリアするために日本人専門家が提案したのが、活性汚泥処理法でした。日本政府は、ゴム協会に対してパイロット活性汚泥プラントを供与、また、日本から専門家を派遣し、環境保全についての意識啓蒙を積極的に進めながら、排水処理や、活性汚泥処理設備などに関わる技術研修を実施しました。この結果、2002 年までに 4 つの工場が自己資金により設備を設置し、2007 年 5 月現在で 35 工場と順調に増加しています。また、2007 年中に設備を設置予定としている工場を含めると、協会内で設置が必要とされる全 90 工場の約 50% で設置されることになり、将来的にはすべての工場が排水基準を遵守することが期待されています。

(橋本豊「インドネシア環境改善に関わる日本の技術支援と人材育成 環境汚染防止管理者制度、国家レベルでの導入へ」『GEF MONTHLY Global NET』(2007 年 6 月号)(財)地球・人間環境フォーラムより)

以上